

平成 年分 配当等とみなす金額に関する支払調書（支払通知書）

支払を受ける者	住所（居所）又は所在地							
	氏名又は名称							
交付する金銭及び金銭以外の資産の価額			1株又は出資1口当たりの額			1株又は出資1口当たりの配当等とみなされる金額		
金 銭	金銭以外の資産の価額		計		1株又は出資1口当たりの配当等とみなされる金額			
	株式又は出資	その他の資産	円	銭				
円	銭	円	銭	円	銭	円	銭	
支払確定又は支払年月日		株式の数又は出資の数		配当等とみなされる金額		源泉徴収税額		
年 月 日		千 株(口)		千 円		千 円		
(摘要)								
支払者	所在地							
	名称		(電話)					
支払の取扱者	所在地							
	名称		(電話)					

整理欄	①	②
-----	---	---

362

平成 年分 配当等とみなす金額に関する支払調書（支払通知書）

支払を受ける者	住所（居所）又は所在地							
	氏名又は名称							
交付する金銭及び金銭以外の資産の価額			1株又は出資1口当たりの額			1株又は出資1口当たりの配当等とみなされる金額		
金 銭	金銭以外の資産の価額		計		1株又は出資1口当たりの配当等とみなされる金額			
	株式又は出資	その他の資産	円	銭				
円	銭	円	銭	円	銭	円	銭	
支払確定又は支払年月日		株式の数又は出資の数		配当等とみなされる金額		源泉徴収税額		
年 月 日		千 株(口)		千 円		千 円		
(摘要)								
支払者	所在地							
	名称		(電話)					
支払の取扱者	所在地							
	名称		(電話)					

整理欄	①	②
-----	---	---

362

平成 年分 配当等とみなす金額に関する支払調書（支払通知書）

支払を受ける者	住所（居所）又は所在地							
	氏名又は名称							
交付する金銭及び金銭以外の資産の価額			1株又は出資1口当たりの額			1株又は出資1口当たりの配当等とみなされる金額		
金 銭	金銭以外の資産の価額		計		1株又は出資1口当たりの配当等とみなされる金額			
	株式又は出資	その他の資産	円	銭				
円	銭	円	銭	円	銭	円	銭	
支払確定又は支払年月日		株式の数又は出資の数		配当等とみなされる金額		源泉徴収税額		
年 月 日		千 株(口)		千 円		千 円		
(摘要)								
支払者	所在地							
	名称		(電話)					
支払の取扱者	所在地							
	名称		(電話)					

整理欄	①	②
-----	---	---

362

平成 年分 配当等とみなす金額に関する支払調書（支払通知書）

支払を受ける者	住所（居所）又は所在地							
	氏名又は名称							
交付する金銭及び金銭以外の資産の価額			1株又は出資1口当たりの額			1株又は出資1口当たりの配当等とみなされる金額		
金 銭	金銭以外の資産の価額		計		1株又は出資1口当たりの配当等とみなされる金額			
	株式又は出資	その他の資産	円	銭				
円	銭	円	銭	円	銭	円	銭	
支払確定又は支払年月日		株式の数又は出資の数		配当等とみなされる金額		源泉徴収税額		
年 月 日		千 株(口)		千 円		千 円		
(摘要)								
支払者	所在地							
	名称		(電話)					
支払の取扱者	所在地							
	名称		(電話)					

整理欄	①	②
-----	---	---

362

【配当等とみなす金額に関する支払調書（支払通知書）】

※様式はA4用紙1枚に調書4枚分が印刷されますので、裁断の上ご利用ください。

備考

- 1 この支払調書（支払通知書）は、法第25条第1項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この表において「配当等」という。）とみなされるものについて使用すること。
- 2 この支払調書（支払通知書）の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」の欄には、支払調書（支払通知書）を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載すること。
 - (2) 「1株又は出資1口当たりの額」の欄の「金銭」及び「金銭以外の資産の価額」の項については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
 - (イ) 「金銭」の項 法第25条第1項各号に掲げる事由により同項に規定する株主等（以下この表において「株主等」という。）に交付をした金銭の額の合計額を当該事由の令第61条第2項各号に掲げる区分に応じ当該各号に規定する発行済株式等の総数（当該事由が同項第3号に掲げる場合に該当するときにおける同号に掲げる事由である場合には、同号に規定する払戻し等に係る株式の総数とし、同項第4号ロに掲げる場合に該当するときにおける同号に掲げる事由である場合には、同号ロに規定する種類の株式の総数とする。（2）において同じ。）で除して計算した金額
 - (ロ) 「金銭以外の資産の価額」の「株式又は出資」の項 法第25条第1項第1号、第2号又は第6号に掲げる事由により株主等に交付をしたこれらの規定に規定する合併、分割型分割又は組織変更に係る令第112条第1項に規定する合併法人若しくは合併親法人、令第113条第1項に規定する分割承継法人若しくは分割承継親法人又は当該組織変更をした法人の株式（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口を含む。以下この表において同じ。）又は出資（イ）において「合併法人株式等」という。）の価額の合計額を当該事由の令第61条第2項第1号、第2号又は第4号に掲げる区分に応じこれらの規定に規定する発行済株式等の総数で除して計算した金額
 - (ハ) 「金銭以外の資産の価額」の「その他の資産」の項 法第25条第1項各号に掲げる事由により株主等に交付をした金銭以外の資産（合併法人株式等を除く。）の価額の合計額を当該事由の令第61条第2項各号に掲げる区分に応じ当該各号に規定する発行済株式等の総数で除して計算した金額
 - (3) 「1株又は出資1口当たりの資本金等の額又は連結個別資本金等の額から成る部分の金額」の項には、金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となつた次に掲げる事由の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
 - (イ) 令第61条第2項第1号に掲げる合併 当該合併に係る同号に規定する被合併法人の同号に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額を同号に規定する発行済株式等の総数で除して計算した金額
 - (ロ) 令第61条第2項第2号に掲げる分割型分割 当該分割型分割に係る同号に規定する分割法人の同号に規定する分割資本金額等を同号に規定する発行済株式等の総数で除して計算した金額
 - (ハ) 令第61条第2項第3号に掲げる資本の払戻し又は解散による残余財産の分配 当該資本の払戻し又は当該解散による残余財産の分配を行つた法人の同号に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額に同号に規定する割合を乗じて計算した金額を同号に規定する払戻し等に係る株式の総数で除して計算した金額
 - (ニ) 令第61条第2項第4号に掲げる自己株式の取得等 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (i) 令第61条第2項第4号イに規定する法人 当該法人の同号イに規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額を同号イに規定する発行済株式等の総数で除して計算した金額（当該資本金等の額又は連結個別資本金等の額が零以下である場合には、零）
 - (ii) 令第61条第2項第4号ロに規定する法人 当該法人の同号ロに規定する種類資本金額を同号ロに規定する種類の株式の総数で除して計算した金額（当該種類資本金額が零以下である場合には、零）
 - (4) 「株式の数又は出資の口数」の項には、金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となつた次に掲げる事由の区分に応じ、それぞれ次に定める数を記載すること。
 - (イ) 令第61条第2項第1号に掲げる合併 その交付を受けた者が当該合併の直前に有していた当該合併に係る同号に規定する被合併法人の株式の数又は出資の口数
 - (ロ) 令第61条第2項第2号に掲げる分割型分割 その交付を受けた者が当該分割型分割の直前に有していた当該分割型分割に係る同号に規定する分割法人の株式の数又は出資の口数
 - (ハ) 令第61条第2項第3号に掲げる資本の払戻し又は解散による残余財産の分配 その交付を受けた者が当該資本の払戻し又は当該解散による残余財産の分配（イ）において「払戻し等」という。）の直前に有していた当該払戻し等を行つた法人の当該払戻し等に係る株式の数又は出資の口数
 - (ニ) 令第61条第2項第4号に掲げる自己株式の取得等 その交付を受けた者が当該自己株式の取得等の直前に有していた当該自己株式の取得等を行つた法人の当該自己株式の取得等に係る株式の数又は出資の口数
 - (5) 数種の株式がある場合には、その区分に従い該当欄に併記すること。
 - (6) 金銭又は金銭以外の資産の交付が二回以上にわたつて行なわれる場合には、既に交付した額の累積額を「配当等とみなされる金額の総額」の項に外書すること。
 - (7) 無記名株式等（法第14条第1項に規定する無記名株式等をいう。（8）において同じ。）について、元本の所有者と金銭又は金銭以外の資産の交付を受けた者とが異なる場合には、元本の所有者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び氏名又は名称を「摘要」の欄に記載すること。
 - (8) 法第25条第1項各号に掲げる事由（当該事由の生じた日と同項の規定により配当等とみなされる金額の交付の確定した日（無記名株式等に係る配当等とみなされるものについては、その交付をした日）とが異なる場合には、その事由及びその事由の生じた日）を合併、分割型分割、資本の払戻し、残余財産の分配、自己の株式の取得、自己の出資の取得、出資の消却、出資の払戻し、退社、脱退、組織変更、信託の併合、信託の分割、元本の払戻し、信託の終了のように「摘要」の欄に記載すること。
 - (9) その支払うべき配当等が、租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（9）において「上場株式等の配当等」という。）に該当する場合には「（上場）」と、上場株式等の配当等以外の配当等に該当する場合には「（一般）」とそれぞれ「摘要」の欄に記載すること。
 - (10) 納税管理人が明らかでない場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。
 - (11) 配当等の租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者がこの支払調書（支払通知書）を作成する場合には、当該配当等の支払者及び当該支払の取扱者の双方の名称及び所在地を、それぞれ「支払者」の欄又は「支払の取扱者」の欄に記載すること。
 - (12) 支払を受ける者が非居住者又は外国法人である場合には、「摘要」の欄に（非）と記載すること。

(13) 所得税条約に基づき課税の軽減又は免除を受けるものについては、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

- 3 この表に記載すべき事項を記載した書面（用紙の大きさは、日本工業規格A6に準ずる。）をもつてこの表に代えることができる。
- 4 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。